

「2024年度 兵庫県に対する政策・制度要請」に対する回答評価と【2025年度要請項目(素案)】
(その他要請項目)

2024年度 要請項目		県からの回答	【2025年度 要請項目】(素案)
<持続可能で健全な経済の発展>			<持続可能で健全な経済の発展>
1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用			1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用
(1)	兵庫県の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。	①地域ごとの住民ニーズに沿った施策を実施するため、学生未来会議やワーケーション知事室、躍動カフェ等を通じて県民との意見交換を行い、予算編成に反映させている。 ②ひょうご事業改善レビューや事務事業評価により、事業の必要性の整理や効率的な執行に努めている。 ③県財政の中長期の見通しについては、毎年度財政フレームを策定し、公表を行っている。	(1) 兵庫県の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定すること。
(2)	県の歳入について、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とすべく、法人住民税(法人税割)および法人事業税(所得割)と消費税の税源交換、地方財源確保に配慮した自動車関係諸税の軽減・簡素化などの税制改正を国へ要請すること。あわせて税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。	①国・地方間の税源配分のあり方については地方が自由に使える財源を拡充するという観点から見直すこと、車体課税については税の性格や地方税財源の安定的な確保を前提に慎重な検討を行うことを国に提案している。 ②税制改正の内容は、冊子「くらしと県税」、リーフレット「不動産取得税のあらまし」、法人関係税のプレプリント申告書に添付するチラシ等により、県民及び県内法人への周知・広報活動を行っている。	(2) 兵庫県の歳入について、地域による偏りが少なく安定的な地方税体系とすべく、法人住民税(法人税割)および法人事業税(所得割)と消費税の税源交換、地方財源確保に配慮した自動車関係諸税の軽減・簡素化など、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を強化すること。
(3)	公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行うこと。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること ※前年は重点要請	①マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤となるものである。同時に、セキュリティ対策に万全を期す必要があることから、安全性や信頼性を十分に確保するよう適切に対応していく。 ②税務業務においても、情報連携等により業務の効率化につながる。個人情報の保護については、ネットワークの分離等によりシステムから直接データを取り出せないようにするなど適切に対応していく。	(3) 公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを行うこと。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。
2. 取引の適正化の実現			2. 取引の適正化の実現に向けて
(1)	サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保すること。	①パートナーシップ構築宣言企業を増やすために、近畿経済産業局と協力し幅広い周知、情報提供に務めている。 (参考:ご協力内容) ・近経局作成予定の宣伝企業事例集への協力、県内宣伝企業の紹介(実施済) ・県や活性化センターのHPにパートナーシップ構築宣言サイトとのリンク設定(実施予定) ②公財)ひょうご産業活性化センターでは公正取引委員会と連携し、下請代金法の講習会開催や、下請かけこみ寺相談内容の共有により実効性を高めるほか、製造業参加イベントでの下請かけこみ寺設置・下請法の広報資料配賦により、周知・利用拡大に努めている。	サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保すること。
3. 中小企業が自立できる基盤の確立			3. 中小企業が自立できる基盤の確立
(1)	人材育成や定着を支援するため、「リカレント教育や技能伝承」、「社員教育等の研修会」や「福利厚生施策」などについて、地域または複数企業が連携して実施するための支援をすること。	①専門学校が実施するリカレント教育の普及に向けては、専門学校・企業との連携により気運醸成や情報発信を実施している。 また、大学や企業のリカレントに関する理解を促進し、県内のリカレント教育を	

		はじめとした職業教育の機運醸成を図るため、リカレントフォーラムの開催や県内大学が実施するリカレント教育の情報発信に取り組んでいる。 ②県内企業の女性活躍を促進するため令和4年度に創設した「ミモザ企業（ひょうご・こうべ女性活躍推進企業）認定制度」の普及推進を積極的に行う。 ③ものづくり大学校、但馬技術大学校、神戸高等技術専門学院にて企業在職者を対象に、業務に必要な知識やより高度な技能の習得、資格取得などを支援するための在職者訓練を実施している。 ④（公財）兵庫県勤労福祉協会が実施している中小企業従業員共済事業（ファミリーパック）の健康分野メニューの補助と加入促進を図り、就業する従業員に向けた福利厚生施策を支援していく。 ⑤従業員の奨学金返済を支援する制度を有している中小企業と連携した奨学金返済支援制度を実施している。	
(2)	中小企業における付加価値の拡大をめざし、ものづくりマイスター（若年技能者人材育成支援事業）等の活用を促進し、効果的な技能の継承や後継者育成のために、必要な場所・設備等の提供と支援をすること。	中小企業のニーズを把握しながら、各職種において優れた技能・経験を有するものづくりマイスターを派遣し、若年技能者への実践的な実技指導を実施するなどして基礎技能の拡充を図り、中小企業での技能継承や後継者育成に取り組んでいる。	5/17コメント ※継続項目としました 中小企業における付加価値の拡大をめざし、ものづくりマイスター（若年技能者人材育成支援事業）等の活用を促進し、効果的な技能の継承や後継者育成のために、必要な場所・設備等の提供と支援をすること。
(3)	中小企業退職金共済制度の加入を促進するため、市町と連携して補助制度の導入に向けた支援をすること。	中小企業退職金共済制度については、国の所管事業であるが、広報の促進等、市町と連携して周知に努める。	※昨年の回答より「継続」としない(?)
4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化			4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化
(1)	地域金融機関が地域密着型金融としての役割を發揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行い、国民にとって安心・信頼でき、地域経済の活性化に資する金融システムを構築すること。	地域金融機関が地域密着型金融としての役割を發揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行い、国民にとって安心・信頼でき、地域経済の活性化に資する金融システムを構築すること。	地域金融機関が地域密着型金融としての役割を發揮し、産官学金労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行い、国民にとって安心・信頼でき、地域経済の活性化に資する金融システムを構築すること。
(2)	各市町において公契約条例の制定が促進されるよう支援を行うこと。	「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」を制定し、同要綱では、契約書に最賃以上の賃金支払いや法令遵守を明記、誓約書の提出を求め、遵守しない場合に契約解除できる旨規定している。また県が措置を講じる対象は下請・派遣を含む労働者としており、その実効性を担保している。今後も、各部局と連携しながら遵守状況の把握に努め、適切な要綱運用を図る。	【重点項目へ移行】
<雇用の安定と公正労働条件の確保>			<雇用の安定と公正労働条件の確保>
5. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化			5. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化
(1)	在籍型出向等支援協議会に参画する関係機関との連携のもと、マッチング支援の強化を行うこと。	①国においては、一時的に人手余剰の事業主から人手不足事業主への期間限定の在籍出向を支援してきたところである。 ②協議会は終了となったが、県においては、今後も関係機関と連携しながら、ひょうご・しごと情報広場において就職に関する相談から面接練習、職業紹介まで、就職に関するワンストップサービスを提供していく。	【削除】
(2)	労働相談への支援や労働教育講座の開催など、兵庫県における労働	①労働局との連携強化、経済団体等への関係法令周知等に努めている。	労働相談への支援や労働教育講座の開催など、地方における労働行政

	行政の充実・強化をはかること。	②労働相談窓口を労政福祉課内に設置し、県 HP への掲載等により周知するとともに、労働局、法テラスなど関係機関との連携も図っていく。	の充実・強化をはかること。
6. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実			6. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実
(1)	「就職氷河期世代」に対し、当事者に寄り添ったオンラインも活用した就職相談や職業紹介の取り組みを通じて、職業能力開発や就労支援、社会とのつながりを持つことができる情報提供や啓発を行うこと。	①「公共職業能力開発施設ガイドブック」を作成し、県民局や県内ハローワーク、東京のカムバックひょうご就職支援センター、市町をはじめとする関係機関の窓口に配布しているほか、ウェブページを活用して広く職業能力開発施策に関する情報を発信している。 ②地域若者サポートステーションにおいて「自立就職支援セミナー」および「オープンファクトリー・ボランティア体験等」を実施し、就労の啓発を行う。また、オンラインでも参加可能な個別就職相談を実施している。	「就職氷河期世代」に対し、当事者 個人個人のニーズ に寄り添い つつ 、オンラインの活用 も含め 、就職相談や職業紹介の取り組みを通じて、職業能力開発や就労支援、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行うこと。
7. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応			7. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応
(1)	中小企業における障がい者雇用を推進するため、中小事業主認定制度の活用とともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化をはかりつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化すること。	①中小企業を対象とした相談支援に加え、雇用促進セミナーやワークショップ、フォーラムの開催、また、障害者雇用に関するガイドブックを活用した普及啓発活動等も実施している。 ②障害者雇用ゼロ企業など法定雇用率未達成企業については、事業所訪問等を実施するなど、きめ細かな支援や、県下 10 箇所の障害者就業・生活支援センターによる相談支援も行っている。 ③県独自のジョブコーチ制度により、障害者の職場に訪問し、個々の特性に応じた専門的な伴走型支援を実施している。 ④中小事業主認定制度等国の施策に関しては、県でも機会を捉えて周知していくことで、支援の強化を図っていく。	(1) 中小企業における障がい者の雇用を推進するため、 優良な 中小事業主 に対する認定制度 (もにす認定制度) を活用するとともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化をはかりつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化すること。
(2)	兵庫県における関係団体と連携し、個々のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた具体的な取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者などの若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援および職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。	①若者しごと倶楽部によるカウンセリング・学校への出張セミナー等の関係機関と連携した中途退学者等支援を実施している。 ②ニート就労支援ネットワーク事業の実施により、県内関係機関との連携を図る。 ③社会人基礎研修や就労体験を通じて正規雇用につなげる就労支援プログラムを実施している。	(2) 兵庫県における関係者と連携し、個々のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者などの若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援および職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。
8. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備			8. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備
(1)	県内で働き、暮らす、すべての外国人に対し、ひょうご多文化共生総合センターにおいて、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母語(母国語)による相談・支援体制の拡充をはかること。	①ひょうご多文化共生総合相談センターでは、外国人県民の生活相談に多言語で対応(電話相談は 22 言語対応、来所相談は翻訳アプリも活用。) ②相談内容に応じて労働局等の関係機関へつなぐ他、様々な生活情報も提供している。	兵庫県 で働き、暮らす、すべての外国人に対し、「ひょうご多文化共生総合センター」において、労働関係法令をはじめ 在留資格ごとの就労制限 や生活に関する情報 について 、 多言語 によるわかりやすい周知を行うこと。また、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。
9. 地域における高齢者の就労促進			9. 地域における高齢者の就労促進
(1)	改正高年齢者雇用安定法で努力義務となっている就業確保措置について、企業において適切な措置が講じられるよう、厚生労働省の各種ツールを活用して事業主へ制度内容の周知をはかること。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する「生涯現役社会ワークショップひょうご」に共催団体として参加し、高齢者雇用について企業への周知等を行っている。	(1) 改正高年齢者雇用安定法で努力義務となっている就業確保措置について、企業において適切な措置が講じられるよう、厚生労働省の各種ツールを活用して事業主へ制度内容の周知を行うこと。
(2)	シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかること。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用すること。	①兵庫県シルバー人材センター協会と連携し、要件緩和の要望があった際は、関係機関等への意見聴取、厚生労働省への協議を経て、要件緩和を行っている。 ②シルバー人材センターの適性就業ガイドラインの周知広報を徹底するために、各センター・発注者に配付するとともに会員にも呼びかけを行うことで、適	(2) シルバー人材センターが行う職業紹介事業および労働者派遣事業に限り実施可能である「臨・短・軽」要件の緩和にあたっては、労働者を保護し、民業圧迫が発生しないよう対応をはかること。また、同事業における派遣・請負の区分については、ガイドラインなどを踏まえ、適正に運用すること。

		正な請負・派遣業務を実施している。	
	10. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立		10. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立
(1)	最低賃金額はもとより、最低賃金制度の意義・役割について兵庫労働局と連携して周知徹底をはかること。	県民だよりひょうご、県 HP 等を活用し、県民に幅広く周知するとともに、兵庫労働局と連携し、広く周知、啓発していく。	(1) 最低賃金額はもとより、最低賃金制度の意義・役割について兵庫労働局と連携して周知徹底をはかること。
(2)	中小企業・零細事業者が最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小企業支援策の充実や各種助成金制度の周知を行うこと。	①県民だよりひょうご、ラジオ関西、県 HP 等を活用し、県民に幅広く周知するとともに、県関係部局に対して周知徹底している。 ②各市町に対して知事・労働局長の連名で広報協力を要請するとともに、兵庫県経営者協会など関係団体へも周知協力を依頼している。 ③中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引上げを図る国の業務改善助成金制度について周知徹底していく。	(2) 中小企業・零細事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小・零細企業支援策の充実や各種助成金制度の周知 および利用促進など をはかること。
<安心してできる社会保障制度の確立>			<安心してできる社会保障制度の確立>
	11. 生活困窮者自立支援対策の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実		11. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実
(1)	生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。 ①生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけること。 ②相談支援員などの人材確保・養成を積極的に進めるとともに、雇用の安定と処遇改善や、スキルの維持・向上のための研修実施に必要な予算を確保すること。 ③生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用する。また、事業団体の選定にあたっては、事業受託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施すること。	全国会議等において、好事例の収集・分析を行い、県下全市に対する連絡会議等で、情報提供を実施しているところであり、引き続き国に支援を求めている。 支援員に対しては、毎年、国において研修が実施されているほか、県でも生活困窮者自立相談支援事業従事者研修においても、研修企画検討会議により、研修内容の充実に努め、相談支援員等の養成を図っている。また、必要な予算の確保についても努めている。 ①生活困窮者自立支援事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて社会福祉協議会等と連携のうえ支援を行っている。 ②また、県が所管する 12 町での事業を実施する委託団体の選定にあたっては、事業の質を担保する観点から、企画提案審査のうえ単年度契約を行っているところであり、今後の実施方法については、複数年契約等についても視野に入れながら検討を行っていく。	(1) 生活困窮者自立支援制度の実施体制の整備をさらに進めること。 ①生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけること。 ②相談支援員などの人材確保・養成を積極的に進めるとともに、雇用の安定と処遇改善や、スキルの維持・向上のための研修実施に必要な予算の確保をはかること。 ③生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用するとともに、生活困窮者の早期支援につなげられるよう、改正法(2024年4月17日成立)により努力義務化された支援会議の設置を促進すること。また、事業団体の選定にあたっては、事業受託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施すること。 【修正】
			④改正法(2024年4月17日成立)により、住宅確保が困難な者への居住に関する相談支援が明確化されたことを踏まえ、入居時・入居中・退去時に至るまで切れ目のない居住支援、住まい・入居後の生活支援の相談を強化すること。 【新規】
(2)	医療・福祉・介護・子ども子育て等の分野を超えた地域生活課題について、支援を必要とする人に寄り添った包括的・伴走的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業の実施体制を整備するために、市町への働きかけを行うこと。※前年は重点要請	重層的支援体制整備事業や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に向け、県・市町の連絡会議の開催などを通して、情報共有・交換を行っており、引き続き、市町に働きかけていく。	
(3)	生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制について改善をはかること。 ①福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数を	①福祉事務所のケースワーカーの配置については、標準配置数を踏まえながら適切な配置に努めている。 ②また、希望者による福祉分野に特化した人事異動によるキャリアアップや、	(3) 生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善をはかること。 ①福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数を充足

	充足するよう人員を配置すること。社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保と育成を進めること。	社会福祉士等有資格者の配置など、人材の確保と育成にも努めている。	するよう人員を配置すること。また、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の採用や適正配置を行うとともに、職員のキャリアアップを考慮した人事異動を行うなど、人材の確保と育成を進めること。
			(4) 社会福祉従事者（介護労働者、障がい福祉サービス従事者、保育士等）をはじめ、医療従事者、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員等の処遇および勤務環境の改善をはかり、職場定着のための支援強化や潜在従事者の復職支援を積極的におこない、人員体制を確保すること。【2024年度は重点項目】
			(5) 社会福祉従事者等のスキルアップに向け、研修及び教育支援を行うこと。【2024年度は重点項目】
12. 切れ目のない医療を提供する体制の確立			12. 切れ目のない医療を提供する体制の確立
(1)	2024年度からスタートする「働き方改革」を医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」は医療機関に対し、能動的に働きかけること。 ① 医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らずすべての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底すること。	地域医療介護総合確保基金の活用や、看護協会等関係団体との連携を通じて、勤務環境改善に資する取組みを支援していく。 ① 「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における勤務環境改善、労働時間短縮等に資する取組を支援していく。	(1) 2024年度からスタートした「働き方改革」を踏まえ、医療職場に展開し、地域の医療人材を確保するため、「医療勤務環境改善支援センター」は医療機関に対し、以下のとおり能動的に働きかけ、主体的に取り組むこと。 ① 医師労働時間短縮計画の策定・見直しを支援するとともに、医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らずすべての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底すること。【修正】
	② 医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。	② 医療従事者の安全・健康維持の重要性の認識については、労働局と連携し、「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」における研修会の実施や相談対応を通じて支援していく。	② 医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。
	③ 夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導すること。	要請内容については国の所管であるが、県としては「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における勤務環境改善、労働時間短縮等に資する取組を支援していく。	③ 時間外労働の実態把握、36協定の適正な締結、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導すること。【修正】
	④ 患者やその家族からのハラスメント抑止に向けた対策を強化すること。	訪問看護総合支援センターを活用し、ハラスメント抑止に向けて必要な支援を引き続き検討していく。	
(2)	地域・診療科ごとに偏在なく医師を確保するため、以下の対応をはかること。 ① 医療対策協議会と地域医療支援センターが連携した取り組みを着実に実行すること。また、離職した女性医師を対象とする復職研修の機会を拡充するとともに、研修中に利用できる保育の確保等、円滑な受講を促進するための条件整備を行うこと。また、医科系大学の地域枠で入学した学生が卒業後も当該地域で医療を担うことにつながる支援を行うこと。 ② 地域に配置された医師を支援するため、研修や休暇のための代替医師の確保、職場環境や住環境の整備、労働条件の改善を進めること。また、地域住民に対しても、医師の労働環境改善に対する理解を求めること。	① 地域医療対策協議会と地域医療支援センターが連携した取り組みを着実に実行する。 ② 女性医師等の再就業については、神戸大学及び県医師会における、相談窓口の設置や制度の広報活動、復職研修、臨時託児サービス等の取組みを支援していく。 ③ 県養成医師については、へき地に所在する病院の意向や指導体制、本人の希望等を踏まえて派遣先を決定するとともに、医学部在学中から地域医療を学ぶ研修を実施する等、地域医療への理解の促進を図っていく。	(2) 地域・診療科ごとに偏在なく医師を確保すること。 ① 医療対策協議会と地域医療支援センターが連携した取り組みを着実に実行する。離職した女性医師を対象とする復職研修の機会を拡充するとともに、研修中に利用できる保育の確保等、円滑な受講を促進するための条件整備を行う。また、医科系大学の地域枠で入学した学生が卒業後も当該地域で医療を担うことにつながる支援を行うこと。
		① 「兵庫県医師確保計画」に基づく各種の施策・取組を着実に推進することにより、総合的に医師の地域偏在・診療科偏在の解消を進めていく。 ② 「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における勤務環境改善、労働時間短縮等に資する取組を支援していく。	② 地域に配置された医師を支援するため、研修や休暇のための代替医師の確保、職場環境や住環境の整備、労働条件の改善を進める。また、地域住民に対しても、医師の労働環境改善に対する理解を求めること。
13. 利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上			13. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と 介護人材の処遇改善・専門性の向上

(1)	<p>労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。</p> <p>①地域包括支援センターが地域のニーズに則し、かつ一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、十分な支援を行うこと。</p>	<p>令和6年3月改定予定の兵庫県老人福祉計画(第9期介護保険事業支援計画)(R6~R8)における市町のサービス需要見込に基づく整備目標を踏まえ、地域の実情にあわせた介護保険施設及び居宅サービス基盤の必要な整備を進めていく。</p> <p>①県では、各市町との意見交換を通じて課題の把握を行っている。</p> <p>②各市町の状況等を踏まえ、地域の実情に応じた地域包括支援センターの体制整備ができるよう助言等を行うほか、センターの事業評価結果を踏まえた適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化の推進について引き続き市町に要請するとともに、研修の機会等を通じ、関係機関と連携した相談支援体制整備を支援する。</p>	<p>(1)労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。</p> <p>①地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組むこと。</p>
			<p>②在宅ケアの実施状況、とりわけ訪問介護サービスの状況を注視し、「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」(「地域医療介護総合確保基金」)の積極的展開や、介護職員等処遇改善加算をはじめとする加算取得への事業所支援とともに、基本報酬の引き下げによりサービス提供に影響が見られる場合には、国と連携して適切に対策を講じること。【新規】</p>
			<p>③人材確保や研修の受講促進に活用できる「地域医療介護総合確保基金」のメニューを事業者周知するとともに、とりわけ、訪問介護人材の確保については、事務負担の軽減を含め、基金などの活用による取り組みを強化すること。【新規】</p>
(2)	<p>すべての介護人材の処遇改善を実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。</p> <p>①介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所が、これらの加算を算定していることを労働者に対し文書により確実に周知するよう指導すること。</p>	<p>処遇改善加算を算定する事業所において加算に応じた取組内容を全職員に対して周知することが必要となっており、県の計画書チェックリストにおいて周知の状況を確認しているとともに、処遇改善取得セミナーにおいてもこの点について助言している。</p>	<p>(2)すべての介護人材の処遇改善を実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。</p> <p>①すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、事業所による介護職員等処遇改善加算の取得とともに、上位区分の加算取得を支援する。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。【新規】</p>
	<p>②2022年10月から実施されている「介護報酬改定」による処遇改善(収入を3%程度、月額平均9,000円相当)については、処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることが条件となるため、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」を活用して職場環境の整備などを進め、区分(Ⅲ)以上の取得を積極的に促進すること。</p>	<p>令和6年度介護報酬改定において処遇改善関連加算を一本化し創設される「介護職員等処遇改善加算」の取得を支援するため、処遇改善取得セミナーの開催や社会保険労務士等の専門家による事業所の状況に合わせた個別の助言・指導等を行う。</p>	<p>②介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、加算を算定していることを労働者に対し文書により確実に周知するよう指導すること。【新規】</p>
			<p>③2024年度介護報酬改定において、外国人介護人材にかかる人員配置基準上の取り扱いが見直されたことを踏まえ、他の職員の負担増でケアの質が低下したり、タイトな人員配置となって外国人介護職員の専門性向上が妨げられたりすることが生じないよう、適切な意思決定プロセス(労使協議を含む)の下で介護職員の意見が反映されるべきことについて、事業者へ周知徹底をはかること。【新規】</p>
(3)	<p>介護予防・日常生活支援総合事業について、以下の通りの対応をはかること。</p> <p>①県内の取り組み状況を把握し、各市町に情報提供するとともに、市</p>	<p>①県では、各市町との意見交換等を通じて把握した県内市町の好事例を、研修やオンライン会議等で市町に発信しており、引き続き、国の動向や市町の取組状況等の情報提供など支援の充実を図る。</p>	<p>(3)介護予防・日常生活支援総合事業について、以下の通りの対応をはかること。</p> <p>①県内の取り組み状況を把握し、市町村に情報提供するとともに、市町村</p>

	町の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な補填を行う。	②また、新たに令和 6 年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に関する先導的な取組のノウハウを有する専門家等を市町に派遣し、「通いの場」の活性化など介護予防事業に関する具体的な実施手法の助言等により、市町の総合事業の充実に向けた年間を通じた継続的な伴走型支援を行う。 ③総合事業は、介護保険制度の枠組みの中で、地域の実情に応じ、保険者機能強化推進交付金等のインセンティブも活用しながら市町が取り組むべきものであり、取組が進むよう県は必要な支援を行う。	の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な補填を行うこと。
14. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組みの推進		14. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み	
(1)	障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障害福祉サービスを適切に提供すること。	【障害者支援事業】 ①就労分野では、授産商品の販路拡大や農福連携の推進のほか、障害者の一般就労への移行を支援している。 ②スポーツ分野では、世界パラ陸上神戸大会を見据え障害者のじぎくスポーツ大会や障害者スポーツ普及イベント等を通じて、障害者スポーツの振興に努めている。 ③芸術文化分野では障害者芸術文化祭の開催や、県立美術館王子分館原田の森ギャラリーでの常設展示、各地域の巡回展など、障害者芸術文化活動の促進に努めている。 ④このほか、手話通訳、要約筆記者の派遣、盲ろう者通訳介助員の養成派遣等の人材養成も行っている。 【障害者支援サービス】 ⑤相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修を“本人中心”の視点による内容で実施するほか、各市町のサービス支給事務が円滑に進むよう、認定調査員研修を年 2 回実施している。	(1) 障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障害福祉サービスを適切に提供すること。 ①障がい者の様々なニーズに包括的に対応できる総合的な支援センターの設置を推進し、障害福祉サービス利用の援助や就業にかかる相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生活支援体制を強化すること。
	①基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点等における、障害福祉サービス利用の援助や就業にかかる相談支援や、住居、通いの場の確保など、地域での生活支援体制を強化するため、未整備地域への整備促進をはかること。	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を促進するため、未整備市町の現状把握に努めつつ、説明会での好事例紹介等を通じて引き続き整備促進を図っていく。	
(2)	障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障害福祉サービスに関わる労働者の人材の確保と労働条件・職場環境について改善をはかること。	①国では、福祉分野で働く方々の賃金等他職種と遜色ない水準になることを目指して処遇改善を図っている。 県では、国の予算編成等に対する提案において、人材確保や労働環境改善等も含め、事業者の経営基盤強化に資する財政支援を行うよう要望しており、引き続き働きかけを行っていく。 ②障害福祉サービス従事者の労働条件については、処遇改善加算等により改善を進めている。また、資質向上については、運営規程に研修の実施を定めるよう指導するとともに、医療的ケア児支援者養成研修や強度行動障害支援者養成研修等の研修を開催している。	(2) 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障害福祉サービスに関わる労働者の人材の確保と労働条件・職場環境の改善を行うこと。 ①労働条件と職場環境の改善のため、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を事業所に求めること。
	①労働条件と職場環境の改善のため、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を事業所に求めること。	①障害者総合支援法の円滑施行・制度改正等に関し、事業者向けに障害者総合支援法関係事業者説明会による集団指導を実施しており、適切な運営等を事業者の説明している。 ②職員の配置基準で常勤職員の配置など適正な配置を事業所に求めている。また、ベースアップ加算などの処遇改善加算で給与水準の確保を図って	

		いる。さらに、事業所指導で職員の研修機会の確保についても確認している。	
	15. すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備と子どもの人権擁護		15. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護
(1)	「兵庫県子ども・子育て会議」にて、待機児童の早期解消や、子どもやその保護者がおかれている環境やおよび地域の実情を反映させること。また、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」の改定にあたっては、子どもの最善の利益を優先しつつ、関係者の意見を反映させること。	①少子化対策・子育て支援の推進、待機児童解消に向けて、県議会や「子ども・子育て会議」の審議を経て、令和2年3月に「ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020～2024年)」を策定した。 ②プランの推進状況は、「子ども・子育て会議」において毎年度評価・検証するほか、年度の行動プログラム策定にあたって関係者の意見を反映している。	
(2)	幼児教育・保育における「質の確保」のため、労働条件と職場環境の改善をはかること。	①私立幼稚園に対する経常費補助において給与改善加算を設け、幼稚園教諭の給与改善に向けた取組みを引き続き支援する。また、教育に係る資料の電子化に向けたICT導入の支援に取組む。 ②保育士等については、処遇改善等加算Ⅱ(保育士等の技能・経験に応じた加算)において、保育の質の向上を目指している。 ③公立幼稚園教諭については、県費負担教職員制度(市町村立学校職員給与負担法第1条)の対象外であり、設置者負担(学校教育法第5条)に基づき市町村の権限であることから、県としては各市町へ周知・徹底に留まる。	(1) 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な、幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。【修正】
	①正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、法人等が運営する幼児教育・保育施設については、当該法人等に、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うよう指導すること。	①県教育委員会では、知事部局とも連携し、「幼児教育連携促進協議会」を設置し、保育者の指導力向上、保護者の理解促進等の方策等について協議するとともに研修会を開催している。 ②各私立幼稚園の給与改善や配置基準については、毎年の基礎資料調査において経常費補助の実績報告や給与支給台帳等で実施状況を確認・指導するとともに、(一社)兵庫県私立幼稚園協会が行う研修事業を引き続き支援する。 ③保育士等の処遇改善に関しては、平成25年度から処遇改善等加算などにより月額最大115,000円の改善がなされている。加えて県単独事業として、職員を配置基準以上に配置する保育所等に人件費の支援を行うとともに、国の給与改善の対象外となる中堅保育士に対する技能や経験に応じた処遇改善も実施している。 なお、更なる処遇改善を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要であることから、国において保育所等における継続的な経営情報の見える化に向けた制度改正が予定されており、その動向を注視している。 また、保育士の負担軽減を図り職場に定着してもらうため、3歳児担当保育士の配置改善や、周辺業務を行う保育補助者の配置支援に取り組んでいる。令和5年度からは、4・5歳児担当保育士の配置改善や、登園時の見守り活動等を行うサポート支援員の配置に要する経費への補助も行っている。 さらに、保育の質の向上及び職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育士等キャリアアップ研修を県内市町や保育関係団体等と連携して実施するとともに、県内の保育士等が受講しやすい環境の構築に努めている。	①正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行う。また、法人等が運営する幼児教育・保育施設については、当該法人等に、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を求めること。
			②児童福祉施設の設備および運営に関する基準のうち、保育士の配置基準について3歳児が20対1から15対1、4・5歳児が30対1から25対1

			に改善することに伴い、経過措置を待つことなく改善を進める。また、3歳児および4・5歳児以外にかかる職員配置を含め、地方単独予算によるさらなる職員配置の改善、職場環境の改善、研修機会の確保に努める。なお、公立保育所についても、地方財政計画において、職員配置の改善のための財政措置がされていることに留意し、経過措置を待つことなく改善を進めること。【新規】
(3)	子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対策についておこなうこと。	県こども家庭センターは、令和3年度から、一時保護児童（令和4年度から入所措置等児童を対象を拡大）の子どもの意見表明権を保障するため、兵庫県弁護士会に委託し、「意見表明支援員」を派遣する事業を実施している。	(2) 子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策を強化すること。
	①子どもの権利条約およびこども基本法の周知をはかること。	①「子どもの権利条約」及び「こども基本法」では、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、社会全体で取り組むことが必要とされている。 本県では、本条約・法律の理念を踏まえ、子ども・子育て支援の取組みを推進していく中で、HP等も活用しながら周知していく。 ②県こども家庭センターは、子どもと家庭の問題に対し、専門的な個別相談・援助活動を行う機関であり、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うなど、子どもの福祉の向上を図っている。	①子どもの権利条約およびこども基本法の周知をはかること。
	②児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。	県では、平成14年度から児童福祉司を計画的に採用し、職員の専門化を図っており、令和5年度においては、129名の児童福祉司を配置しており、今後も体制強化に努める。	②児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。
<社会インフラの整備・促進>			<社会インフラの整備・促進>
16. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進			16. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進
(1)	所有者不明土地問題への対応として、法改正内容の周知とともに、土地所有者や利用希望者向けの相談体制を構築し、各種利活用制度を案内すること。また、市町と連携し、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会の設置を促進し、空家等の対策および計画の作成や実施に取り組むこと。	①神戸地方法務局と連携し、各種利活用制度について県民に浸透するよう周知を図っていく。また、相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度については、法務局へ情報提供を行い協力することで、所有者不明土地の発生予防に取り組んでいる。 ②県内39市町において空家等対策計画を作成しており、当該計画に基づき空家に関する対策を実施している。また、計画未策定の市町については、協議会の設置や空家等対策計画の策定等を促すとともに、今後も市町と連携した空き家対策に努めていく。	所有者不明土地問題について、土地所有者や利用希望者向けの相談体制を構築し、各種制度を案内すること。また、市町と連携して空家等対策特別措置法に基づく法定協議会の設置を促進し、空家等の対策および計画の作成や実施に取り組むこと。
(2)	中心市街地まちづくり推進協議会を通じて、中心市街地活性化基本計画にもとづく支援制度活用の強化をはかること。また、地域商店街活性化に向け、国と連携して地域商業機能複合化推進事業や外部人材活用、地域人材育成事業等を活かした支援を行うこと。	①基本計画に基づく支援制度とは、認定された事業及び措置に対し、国が集中的に支援を行うものである。今後とも、制度についての周知や取組を進める市町との情報共有など、県としての役割を果たしていく。 ②地域商業機能複合化推進事業や外部人材活用・地域人材育成事業は国の所管事業であるが、連携して周知を図り、地域商店街の活性化を図りたい。	
17. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進			17. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進
(1)	改正地域公共交通活性化再生法などにもとづき、「地域が自らデザインする地域の交通」「持続可能な地域モビリティの刷新」の実現に向け地域公共交通計画等の見直しを進めること。あわせて、交通事業者や	交通事業者や住民、有識者などの関係者で構成する地域公共交通会議が県内40市町で設置されており、県は複数市町にまたがる広域的な交通政策を調整する立場から会議に参画し、地域の実情に応じた多様な運行形態に	(1) 「改正地域公共交通活性化再生法」などにもとづき、「地域が自らデザインする地域の交通」「持続可能な地域モビリティの刷新」の実現に向け地域公共交通計画等を見直ししていくこと。あわせて、交通事業者や利

	利用者、住民など地域のあらゆる関係者が連携して協議する場を設置すること。また、複数市町にまたがる広域的な協議会の設置・活用をはかり、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むこと。	関する助言、他の市町における優良な取組事例の紹介などを行っている。また、地域公共交通計画については、上記会議において今年度までに県内36市町で作成される予定である。今後とも地域公共交通会議に参画し、広域的な観点からの調整に努める。	用者、住民など地域のあらゆる関係者が連携して協議し、複数市町村にまたがる広域的な協議会も設置・活用しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むこと。
(2)	交通のシビル・ミニマム(生活基盤最低保障基準)維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、各分野の政策とポリシーミックスをはかりながら市民生活に必要な不可欠な地域公共交通に対する助成を行い、路線・航路を維持・確保すること。特に山間部・離島などに関しては、地域振興と一体となった維持対策を行い、自動運転技術等の先進技術の活用も観点として加え、実証実験などを積極的に展開し、早期の実用化をめざすこと。	①山間部・離島を含む多自然地域においては、「持続可能な生活圏」形成支援事業により、市町の総合的・戦略的な集落対策、地域対策等の立ち上げの支援をしており、地域交通に資する取組みについても活用可能な財政支援を行っている。 令和6年度からは地域課題の一つである移動支援に関連する部局と情報共有の場を設け、持続可能な地域づくりの取組みを支援していく。 ②買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、商店街買い物アシスト事業により、商店街等が実施する共同宅配や移動販売、高齢者等の買い物サポートを支援している。 ③離島航路については、その事業を営む者を支援する市町に対して補助金を交付しており、航路の維持・確保を支援することで離島地域の振興を図っている。 ④地域公共交通の確保・維持のため、県では、国庫補助と協調した地域鉄道や路線バスへの支援に加え、路線バスや市町等が運行するコミュニティバス等に対する県独自の支援も行っている。今年度も、便数等を維持して運行に取り組む地域交通事業者(地域鉄道、路線バス、生活航路)に対し、運行経費の一部を支援するとともに、燃油価格高騰の影響に鑑み、公共交通等事業者に対し、一時支援金の支給と省エネタイヤ購入支援を行った。 今後も各市町の地域公共交通会議等に参画し、国、市町、事業者及び地域住民と連携しながら地域の実情に応じた移動手段の確保に努める。 自動運転技術等の先進技術の活用については、県内市町や交通事業者が参加する公共交通勉強会等を開催し、最新の知見や取組事例を紹介するなど、情報の共有に努めている。 今後も国の支援制度や全国の取組等を注視し、適宜情報提供を行う等、県内における先進技術を活用した取組を支援していく。	(2) 交通のシビル・ミニマム(生活基盤最低保障基準)維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、各分野の政策とポリシーミックスをはかりながら市民生活に必要な不可欠な地域公共交通に対する助成を行い、路線・航路を維持・確保すること。特に山間部・離島などに関しては、地域振興と一体となった維持対策を行い、自動運転技術等の先進技術の活用も観点として加え、実証実験などを積極的に展開し、早期の実用化をめざすこと。
(3)	先端技術を活用し、環境負荷の低減、自動運転や安全対策などの技術開発・普及による交通・運輸体系を構築すること。	①地球温暖化の防止及び自動車の排気ガスによる大気汚染の低減を図るため、県内事業者に対する補助・融資制度を設け、FCV・EV等次世代自動車等の導入を支援している。 ②先進技術を活用した自動運転等の技術開発については、国において推進されている(県の交通安全の観点としては、高齢者に対する安全運転サポート車の普及啓発等を実施する)。	(3) 先端技術を活用し、環境負荷が小さい、自動運転や安全対策、環境に配慮などの技術開発・普及による交通・運輸体系を構築すること。
(4)	ユニバーサル社会実現推進法およびバリアフリー法にもとづき、すべての利用者が円滑に移動・乗換えできる、交通機関・交通施設の整備を促進すること。	①鉄道駅舎のバリアフリー化を支援している。都市部の駅では、令和5年4月から鉄道駅バリアフリー料金制度によって、事業者が利用者の薄く広い負担を得てバリアフリー化を進めており、事業者に対して更なる整備を促している。 ②ノンステップバス等の導入を支援している。 ③鉄道駅のホームドア設置を支援してきた。都市部の駅では、令和5年4月から鉄道駅バリアフリー料金制度によって、事業者が利用者の薄く広い負担	(4) ユニバーサル社会実現推進法およびバリアフリー法にもとづき、すべての利用者が円滑に移動・乗換えできる、交通機関・交通施設の整備を促進すること。

		を得てホームドア等の設置を進めており、事業者に対して更なる整備を促していく。	
(5)	買物や各種行政サービス等を受けられるよう、移動販売事業や商業施設の開設・運営への支援を行うこと。	買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、商店街買い物アシスト事業により、商店街等が実施する共同宅配や移動販売、高齢者等の買い物サポートを支援している。 また、商店街活動へ積極的に参加する若者や女性の空き店舗への新規出店を促すため、商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業にて商業施設の開設の支援している。	
<くらしの安心・安全の構築>			<くらしの安心・安全の構築>
18. 気候変動など地域における要求実現に関する取り組み			18. GXと「公正な移行」の具現化に向けた地域における取り組み
(1)	「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行うこと。その際、特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行う必要があるため、以下の対策を行うこと。 ①失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じ得る産業・地域の特定およびその影響度の測定と分析を進めること。 ②地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討すること。	独立行政法人経済産業研究所の「都道府県別産業生産性(RJIP)データベース」では産業別に全要素生産性を計測するために必要な、名目・実質付加価値、質の違いを考慮した資本・労働投入、産業別全要素生産性水準の県間格差と県別産業別全要素生産性上昇率の計測結果等のデータを公表している。必要に応じデータの活用・分析を行っていく。 ①中小企業向け補助や脱炭素経営スクール等により、脱炭素経営の支援を実施する。 (1)中小企業に対する省エネ設備等の更新や創エネ施設設置への補助 (2)中小企業に対するGHG排出量算定サービスの導入への補助 (3)中小事業者を対象とした脱炭素経営スクールの実施 ②産業の活性化と新たな雇用の創出を図るため、産業立地条例に基づき工場・研究施設の立地や本社機能移転などを行う企業等に対して支援(税軽減・補助金など)を実施している。 ③R5.4に同条例を改正し、水素等の次世代エネルギーや蓄電池、環境負荷低減に資する製品づくりなど成長産業への支援を強化した。	(1)「公正な移行」の具体化に向けて、「グリーンな雇用創出」や「地域脱炭素化」、「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットの検討の早期着手と必要な予算措置を行うこと。その際、特に中小・零細事業者における雇用への影響を適切に評価し、サプライチェーンだけでなく、地域レベルでの目配せと強力な支援を行う必要があるため、以下の対策を行うこと。 ①失業や労働移動による労働条件の低下などの雇用への悪影響が生じうる産業・地域の特定と、その影響度の測定と分析を進めること。 ②地域における雇用吸収力のある「グリーンな産業」の育成、労働者の教育・訓練、社会保険や住宅などの社会的セーフティネットの強化等の必要な対策を一体的に検討すること。
(2)	イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を行うこと。	①次世代産業として成長が期待される4分野(ロボット・療)におけるイノベーション創出を促進するため、(公財)新産業創造研究機構(NIRO)を中心に、企業・大学研究機関等で構成する分野別の「成長産業育成コンソーシアム」を設置し、マッチング促進や助言等を通じて、プロジェクトの具体化を支援している。 ②令和4年度から成長産業分野への参入を促進するため、上記コンソーシアムの枠組みを活用し、新製品の社会実装を目指す県内中小企業の試作開発を支援している。引き続き、成長産業の集積に向けて、中小企業への実装前に行う試作開発の支援を行っていく。	(2)イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を行うこと。
19. フードロス削減と地産地消・フードバンクへの貢献			19. フードロスを減らし、地産地消・フードバンクに貢献する取り組み
(1)	食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかること。地産地消の推奨など国民運動の展開や、フードチェーンの	①食料自給率の向上については、ひょうご農林水産ビジョン2030に基づき、高度な生産管理により高品質な農林水産物を生み出す生産活動を促進する	(1)食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかること。また、地産地消の推奨など国民運動の展開や、フードチェーン

	連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進すること。	など本県の農林水産業の基幹産業化を進める。 ②直売所整備への支援等による県産農林水産物を選択・購入できる機会の拡大や、おいしいごはんをたべよう県民運動の展開などにより、県産県消を推進していく。	の連携強化などを通じて国産食品の消費拡大を促進すること。
(2)	食料資源の循環および生活困窮者への食糧支援という側面を持つ、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発などを通じて、食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)のさらなる周知・徹底をはかり、活動団体に対する財政的な支援を行うこと。	①食品ロス削減を含むエシカル消費の普及に向けた啓発については、令和3年3月に策定した「ひょうご消費生活プラン」で「エシカル消費の普及」を推進方策の1つに掲げており、引き続き取り組んでいく。 ②(一社)兵庫県食品産業協会を通じて会員企業へフードバンク活動の情報提供を行うなど、フードバンクと食品関連事業者等とのマッチング支援に取り組んでいる。 ③国の事業で、設立して間もないフードバンクへの人材育成や、先進的な取り組みを展開しているフードバンク活動に対する支援があり、必要に応じてその活用を図る。	(2) 食料資源の循環の観点から、フードバンク活動の普及促進・支援、消費者に対する啓発の推進などを通じて、食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)のさらなる周知・徹底をはかること。また、食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進すること。
20. 消費者の視点に立った消費者政策の推進			20. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進
(1)	改正民法の施行により新たに成年となった18歳・20歳はもとより、若年者の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法などによる被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化をはかるとともに、出前講座などにより、消費者教育を強化する。	①消費生活総合センター等において、消費者からの相談に対応するとともに、特定商取引法や消費生活条例に基づき、不当な取引行為を行った事業者に対し、行政処分及び改善指導等を実施している。 ②令和3年3月に策定した「ひょうご消費生活プラン」で「ライフステージ等に応じた消費者教育の推進」を推進方策の1つに掲げており、教育委員会や学校現場と連携して、消費生活に関する最新のトラブル事例・対処法等について出前講座等の取組を充実し、引き続き取り組んでいく。 ③若年者への消費者教育の強化のため、関係課と連携しながら、引き続き学校現場に対して出前授業の周知を図る。	改正民法の施行により新たに成年となった18歳・19歳はもとより、若年者の知識や経験の不足に乗じた悪徳商法などによる被害を防止するため、悪意ある事業者に対する規制強化や違法行為への罰則強化をはかるとともに、出前講座などにより、消費者教育を強化すること。
(2)	万引き対策会議において、被害の現状や防犯対策に関する共通認識の形成や連携の強化をはかること。	①令和5年は6月に「兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会」総会において、県内6社のコンビニエンスストアと万引き被害の現状等について情報共有を行ったほか、12月には「兵庫県青少年を守る店の連絡協議会」に参加している量販店等に対して、改訂した「万引き防止マニュアル」を配布し、防犯対策に関する共通認識の形成や連携の強化を図った。 ②今後も引き続き、小売業者との連携を進めて必要な対策を講じていく。	
			<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>
21. 民主主義の強化と投票しやすい環境の整備			21. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について
(1)	投票者の利便性と投票率向上の観点から、投票所(期日前投票を含む)を頻繁に人の往来がある施設に設置する。また、共通投票所の設置の拡大、ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定および移動期日前投票所の拡充に努めること。	①期日前投票所については、多くの人の往来が見込まれる駅周辺や商業施設等への設置を市町選管に助言している。 ②共通投票所については、県内では播磨町のみで設置されているが、設置の効用や導入に当たっての課題などを市町選管に情報提供している。 ③期日前投票所の投票時間については、投票時間の延長や選挙人の投票が見込まれる時間帯に合わせた投票時間の設置などを検討するよう市町選管に助言している。 ④移動式期日前投票所については、高齢者など投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保に有効であるため、無料送迎バスの運行や無料乗車券の発行等の投票所への移動支援と合わせて、市町選管に積極的な措置を	(1) 投票者の利便性と投票率向上の観点から、投票所(期日前投票を含む)を頻繁に人の往来がある施設に設置すること。また、共通投票所の設置の拡大、ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定および移動期日前投票所の拡充に努めるとともに、施設側からの公募を行うこと。【修正】

		講じるよう、引き続き呼びかけていく。	
(2)	政治分野における男女共同参画推進のため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。	①議員の仕事と生活の両立を支える環境整備として、兵庫県議会会議規則の一部を改正し(平成30年10月29日公布)、第13条の本会議の欠席理由に「育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助」の明記等を行っており、今後とも議員のワークライフバランスの環境整備に率先して取り組んでいく。 ②ハラスメント防止対策として、全国都道府県議会議長会より令和4年9月8日に都道府県議会議員向け「ハラスメント防止研修会」(オンライン)が開催され、受講を希望する本県議員についても当日研修動画を視聴した。引き続き、議会のハラスメント問題と防止について理解を深める取組を検討していく。	(2)政治分野における男女共同参画推進のため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。
22. 公正・公平な公務労働の実現			22. 公正・公平な公務労働の実現
(1)	国による地方財政計画の策定や地方交付税の算定にあたっては「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化をはかること。	①地方財政や地方税制など地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、国と地方の協議の場を適時適切に開催することや、地方財政対策等の新たな分科会を設置することを国に対して求めている。 ②今後とも関係団体とも連携しながら、国に対して強く求めていく。	(1)国による地方財政計画の策定や地方交付税の算定にあたっては「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化をはかること。
(2)	賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉にもとづき決定すること。また、定年年齢の引き上げについては、現場に見合った制度を構築するとともに、すべての職員の過重負担とならない定数のあり方および業務削減をはかること。	①職員の勤務条件の具体的内容は、条例で定めることとされており、その決定にあたっては、社会一般の情勢に適應するよう随時適当な措置が講じられなければならないとする「情勢適應の原則」、国及び他の地方公共団体との間に均衡を失しないように適当な配慮が払われなければならないとする「均衡の原則」に従う必要がある。 ②その上で、議会に条例として提案する内容については、人事委員会勧告の趣旨を尊重することを基本とし、職員団体との十分な協議を経て決定することが重要であると考えている。なお、協議に際しては労使合意が得られるよう最大限努力していきたい。 ③定年引上げ期間中においては、定年退職者が生じない年度においても一定の新規採用を継続的に実施するとともに、年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。また、新たに導入される役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度についても、現場の状況等も踏まえ運用していきたい。 ④その上で、業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置に努めていく。	(2)賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉にもとづき決定すること。また、定年年齢の引き上げについては、現場に見合った制度を構築するとともに、すべての職員の過重負担とならない定数のあり方及び業務削減をはかること。【修正】
(3)	兵庫県で働く臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(2020年4月1日施行)を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行うこと。また、改正地方自治法(4月26日可決・成立)にもとづき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、人事委員会勧告が引上げ改定の場合は遡及改定を行うこと。	①会計年度任用職員制度への移行にあたり、改正後の地方公務員法等の趣旨や国のガイドラインに沿った制度設計を行うなど、臨時・非常勤職員の適切な任用・勤務条件の確保に努めている。 ②会計年度任用職員の報酬・手当については、令和5年度から12月期末手当支給対象者に対し正規職員に準じて遡及改定を行うとともに、令和6年度から期末正規職員の支給月数に準じた勤勉手当を支給することとしている。	(3)兵庫県で働く臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(2020年4月1日施行)を踏まえ、職務や勤務形態等に応じた適切な任用を行うこと。また、改正地方自治法(2023年4月26日可決・成立)にもとづき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、人事委員会勧告が引上げ改定の場合は、遡及改定を行うこと。加えて、再度の任用の際の空白期間の設定については、確実な是正をはかること。【修正】
23. 地方分権改革の推進			23. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進
			(1)経済や産業の構造変革や、非常時におけるセーフティネットの構築に向

			け、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進めること。
(1)	国、県、市町の役割分担を明確にして、「基礎自治体優先の原則」による、住民の意思を反映した行政制度となる仕組みの整備を進めること、その際、就学前教育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や生命の安全の確保など、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深く関わるサービスについては、国の最低基準の確保を前提とすること。	①住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねるという基本的な考え方にに基づき、国から地方への事務・権限の委譲を国に求めている。 ②今後とも関係団体とも連携しながら、サービスの質の確保に留意しつつ、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、地方分権改革の取組を推進していく。 ③住民に身近な事務は市町が、県は市町間の広域調整や専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、県から市町への権限移譲を推進している。	(2) 国、県、市町の役割分担を明確にして国と地方との関係を再検討すること。また、「基礎自治体優先の原則」による住民の意思を反映した行政制度となる仕組みを整備すること。その際、保育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や生命の安全の確保など、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深く関わるサービスについては、国の最低基準の確保を前提とすること。
			(3) 行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等に取り組むこと。
			(4) AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進めること。【2024年度は重点項目】
			(5) 行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等への対応を推進すること。【2024年度は重点項目】
24. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上			24. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上
(1)	GIGAスクール構想など教育のICT化における対応を進めること。 a) 接続環境は、社会インフラとして、同時アクセスに耐え得る高速大容量ネットワークを早期に整備すること。また、家庭における接続環境の違いへ配慮すること。	①校外ネットワーク通信の高速大容量化について、十分な財政措置を講じることを国に要望している。 ②家庭での通信環境整備の支援として、家庭にインターネット環境がない児童生徒を対象にした貸出用モバイルルーターを整備し、必要に応じて貸与している。	(1) GIGAスクール構想など教育のICT化に向けて、以下の対策を行うこと。
	b) ICT支援員の一層の拡充とともに、GIGAスクール運営支援センターの設置への支援を行うこと。	①自治体間の ICT 活用格差の解消と、端末活用の日常化を目的として、全市町で構成する「兵庫県教育の情報化推進協議会」を立ち上げた。この協議会で、GIGA スクール運営支援センターの設置要請など、連携した取組を進め、好事例の横展開等によって、自治体間格差や教育水準の向上を図っていく。 ②ICT 支援員の継続配置や、GIGA スクール運営支援センターの機能強化に必要な財政措置を講じることを国に要望している。	①ICT支援員の一層の拡充とともに、GIGAスクール運営支援センターの広域連携により自治体間格差の解消をはかること。
	c) 国や自治体により、ソフトウェア費、保守・機器更新費などを予算化すること。	ソフトウェア費、保守・機器更新費等については、十分な財政措置を講じることを国に要望している。	②国による端末の保守・機器更新などを着実に実施すること。
	d) 1人1台端末の配付対象を高校生まで拡大すること。	高校生については、個人所有の端末を学校に持ち込んで利用する BYOD を導入している。経済的な事情により端末の用意が困難な生徒等への支援策として、貸与端末を整備するとともに、端末購入にかかる奨学資金貸与制度を拡充している。	③1人1台端末の対象を高校生まで拡大すること。
(2)	部活動の地域移行に向けて、必要な予算や指導者の確保、大会のあり方や運営方法の見直し、経済的に困窮する家庭への支援等、希望するすべての子どもに地域での活動機会が保障されるよう具体化をはかること。	①兵庫県では 41 市町のうち 10 市町が国の実証事業を活用している。例えば、市町体育協会等と連携し指導者の派遣を予定としている市町、完全地域移行を視野に特定の部活動から実証事業を進めている市町などがある。 ②また、4市町が国の実証事業以外に独自事業を実施しており、地域の受入団体の募集を行い来年の市町もある。残りの市町では協議会等で今後の方向性を検討している状況である。	

		<p>③今年度は県として有識者会議である「地域移行推進会議」を設置し地域移行の方向性を検討するとともに、県内6箇所にある教育事務所単位で「地域移行連絡協議会」を開催し、各市町の進捗状況や参加費用負担等の課題を共有した。</p> <p>④本県としては、個々の市町の課題を踏まえた円滑な地域移行を進めていく必要性に鑑み、地域移行等を進めるタイプとして、A:地域移行型、B:地域連携と地域移行のハイブリッド型、C:地域連携型など、地域移行・地域連携のロードマップの策定について検討している状況である。</p> <p>⑤今後は県の「地域移行推進会議」において、改革推進期間終了後の令和8年度に向けた具体的なロードマップを含む「地域移行推進計画」の策定を検討し、令和6年度早々にも市町に示し、子どもたちの活動機会確保に努めていく。</p>	
(3)	虐待、ヤングケアラー、貧困などを早期に把握し適切に対応するため、養護教員の複数配置拡充をはじめ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に常勤配置すること。あわせて資格を有する専門スタッフの人材確保や育成をはかること。	<p>①養護教諭の複数配置及び拡充については、国の定数改善が必要不可欠であると考えており、義務標準法の改正および定数改善について 国に要望してきた。</p> <p>加えて、児童生徒の問題行動等が顕著な学校に対しては、児童生徒支援加配教員等を配置している。国に対して、引き続き、教職員定数の計画的かつ着実な改善について強く要望していく。</p> <p>②スクールカウンセラーは、全公立中学校・義務教育学校(政令市除く)と小学校134校に、キャンパスカウンセラーは、全県立高校に配置している。また、本年度、児童生徒の心の理解やケアの充実を図るため、全ての配置校に配置時間を追加をした。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーは各教育事務所に配置し、平成28年度より県立高校でも活用している。また、令和元年度に国の補助対象である政令市・中核市を除く、全公立中学校に配置を完了した。</p> <p>なお、国に基礎定数化するように要望している。</p> <p>④スクールソーシャルワーカーの人材確保・育成については、社会福祉士会など関係団体との連携を図るとともに、研修会を実施し、資質向上に努めている。</p>	
(4)	社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するための主権者教育を充実させること。子どもたちがICTを利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身につけ、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進すること。	<p>①高校生の社会参画への実践力育成のため、全ての教員が指導を行えるよう作成した県指導事例集の活用を図る全県研修会を実施する。また、県及び市町選挙管理委員会等と連携・協力しながら有権者教育・公民教育を推進する。</p> <p>②デジタル・シティズンシップ教育を発達段階に応じて体系的に取り組むために、情報モラル教材「ひょうごGIGAワークブック」の活用等を図っている。</p>	(2) 社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するための主権者教育を充実させること。また、子どもたちがICTを利活用する中で、発達段階に応じて必要なスキルや行動規範を身につけ、デジタル社会の良き担い手となることをめざす「デジタル・シティズンシップ教育」を推進すること。
(5)	家庭の経済格差が子どもの教育機会の格差を生まないよう、教育にかかる費用の無償化や給付型奨学金制度の創設を推進し、社会全体で子どもの学びを支えること。	<p>①公立高等学校では、前年年収910万円未満の世帯については、授業料相当分が国制度の高等学校等就学支援金制度により無償となっている。</p> <p>②また、令和5年度に創設された家計急変支援制度により、保護者等が病気・けがによる療養のため勤務できない場合や、やむを得ない離職等により、従前得ていた収入を得ることができなくなった場合も、授業料相当分が無償となっている。</p> <p>③さらに、就学支援金の支給限度月数を超過して在学する生徒のうち、就学</p>	(3) 家庭の経済格差が子どもの教育機会の格差を生まないよう、小中学校における給食の完全実施・無償化をはじめ、教育にかかる費用の無償化を推進し、社会全体で子どもの学びを支えること。

		<p>支援金と同様の所得要件を満たす世帯の教育的配慮が必要な生徒等に対し、県単独制度により授業料を免除又は減額している。</p> <p>④公立高等学校等では、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金により、一人あたり最大約26万円(年額)の支援を受けることができることから、給付型奨学金へ転換する必要性は低いと考えるが、国等の動向も踏まえ、さらにどのような支援が必要か検討する。</p> <p>⑤教育にかかる費用の無償化について、私立高等学校等の生徒に対する就学機会を確保するため、県の授業料軽減補助金では、国の就学支援金に上乗せする形で支援を行っている。</p> <p>年収 590 万円未満世帯については、44,000円を補助し、国の就学支援金と合わせて県内の平均授業料44万円まで支援することで実質無償化を実現している。また、年収590万円を境に支援金額に大きな格差が生じることから、年収730万円未満世帯については補助額を10万円から 12 万円に、年収約910万円未満世帯については5万円から6万円に引き上げ、中間所得層への支援を充実させる。</p> <p>なお、年収約910万円未満のこどもが 3 人以上の多子世帯については、1人当たり1万円の加算措置を継続する。引き続き、所得の僅かな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないよう、年収590万円以上世帯の補助上限額の引き上げ等を国に提案していく。</p> <p>また、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学では、国の修学支援新制度による入学金や授業料の減免措置と給付型奨学金の支給に加え、大学独自に授業料等の減免措置や、学生飛躍基金を活用し成績優秀者に対する奨学金の給付を実施している。</p> <p>さらに、兵庫の若者が学費負担への不安なく、希望する教育を受けることができるよう、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学について、県内在住者の入学金及び授業料を、学部、大学院共に、所得に関わらず、無償化する「県立大学の授業料等無償化」を、令和 6 年度から段階的に実施する。</p> <p>⑥大学生の奨学金のあり方については、全国的な課題であり、引き続き、高等教育の修学支援新制度の着実な実施とともに、所得水準の見直しなどによる対象者の拡大に向け、国に働きかけていく。</p>	
<男女平等政策>			<男女平等政策>
25. あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現			
(1)	女性活躍推進法(「男女の賃金の差異」の把握の重要性や新たな認定制度(プラチナえるぼし)を含む)や、それにもとづく一般事業主行動計画・特定事業主行動計画の周知を積極的に行うとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を促すこと。また、事業主行動計画の策定が義務化されていない従業員 100 人以下の中小企業に対しても、策定を働きかけること。	<p>①女性活躍推進専門員による中小企業を対象とした企業訪問や講師派遣を行い、法制度の周知や女性活躍推進企業データベース活用を働きかけるほか、階層別女性社員研修や女性活躍応援セミナー、自社PR動画作成セミナーの実施を通じ、女性社員の能力向上と兵庫への定着を図る。</p> <p>②県内企業の女性活躍を促進するため令和4年度に創設した「ミモザ企業(ひょうご・こうべ女性活躍推進企業)認定制度」の普及推進についても積極的に行う。</p>	【削除】
(2)	多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度の早期導入をめざすこと。	選択的夫婦別氏制度および旧姓・通称の使用範囲の拡大については、男女共同参画センター等において、制度について考えるための図書等による情報提供を行っている。	【削除】

26. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し		25. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	
(1)	政府の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、2030年代には、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがちな社会となることをめざし、その通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が31%程度となるよう、ポジティブ・アクションを加速させる。また、地方自治体が設置する各種会議や審議会など、あらゆる意思決定の場への女性の参画を拡大すること。	ひょうご男女いきいきプラン2025において、県審議会委員の女性委員の比率および県職員、民間における女性管理職の比率に関する数値目標を設定するとともに、審議会の女性割合の向上について、庁内及び各市町へ働きかけるほか、団体等への積極的改善措置の相談・助言を通じ、意思決定の場への女性の参画を推進していく。	(1) 政府の第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、2030年代には、だれもが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがちな社会となることをめざし、その通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう、ポジティブ・アクションを加速させること。また、地方自治体が設置する各種会議や審議会など、あらゆる意思決定の場への女性の参画を拡大すること。
(2)	多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度の早期導入をめざす。また、同性パートナーの権利の確保に向けて、当面の策として、パートナーシップ条例の制定を進めること。	①パートナーシップ制度は、多様性と包摂性のある社会をめざすSDGsの理念にも通じた取組であり、全国の自治体で導入が進んでいる。 こうした中、本県でも令和6年度の実施に向け、準備を進めている。 ②選択的夫婦別氏制度および旧姓・通称の使用範囲の拡大については、男女共同参画センター等において、制度について考えるための図書等による情報提供を行っている。	(2) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度について周知・啓発すること。また、同性パートナーの権利の確保に向けて、当面の策として、パートナーシップ条例の制定を進めること。【修正】
27. 男女が仕事と生活を調和できる環境の整備			
(1)	不妊治療・妊娠・出産、育児・介護、等により離職することなく、安心して働き続けられる環境の整備に向けて、2022年4月から2023年5月まで三段階で施行された改正育児・介護休業法をはじめ、関係法令の周知徹底をはかるとともに、相談対応の強化に努めること。	①企業等を対象とした相談・研修、普及啓発・情報発信等により、仕事と育児等との両立が可能な職場環境づくりを支援している。 ②育児・介護休業者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成する「多様な働き方推進支援事業（育児・介護代替要員確保助成コース）」により、育児等による離職防止、就業継続を支援している。	【削除】